

公的研究費に係る教職員の行動規範

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、公的研究費の運営・管理に係る取組への理解を深め、より実効性を高めるために遵守すべき事柄を定める。

- 1 公的研究費に関わる教職員は、関係する法令および本学が定める諸規程を遵守し、健全かつ適正な業務遂行に徹し、社会からの信頼確保に努める。
- 2 公的研究費に関わる教職員は、公的研究費が国民からの貴重な税金を原資としていることを認識し、研究活動をより効果的に行うために、研究費の公正かつ効率的な執行に努める。
- 3 公的研究費に関わる教職員は、責任ある研究を行うため、あらゆる不正行為を排し、また公的研究費の不正使用の防止に努める。